

総会における意見交換について

1 意見交換の趣旨

知事ほか県幹部職員と県内市町長が、全県的な課題について自由に意見交換することにより、特定課題における現状認識及び課題把握、今後の方針性などの共通認識を醸成させるとともに、その場で頂いたご意見やご提言等については、今後の政策の展開に生かしていくものとします。

なお、意見交換の議論等を踏まえ、引き続き、県と市町が連携・協働して検討していくことが必要と判断されるテーマについては、新たに検討会議等を設置して、当該テーマの検討を継続していくものとします。

2 協議テーマの設定

協議テーマの設定は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会がそれぞれ1題程度の協議テーマを設定することとしました。

〔今回の協議テーマ〕

テーマ①「大規模災害時における広域支援体制の構築について」

(提案：三重県市長会)

テーマ②「三重県のスポーツ推進について」

(提案：三重県)

平成 23 年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会 協議シート

提案者：三重県市長会

協議テーマ①	大規模災害時における広域支援体制の構築について
	<p>昨年、3月に発生した東日本大震災や9月の台風12号による紀伊半島大水害により、災害発生後の支援体制に一部課題がみられました。特に物資や人的な支援体制において、必要な物資が必要な被災地に送られないことや人的支援要請が様々な機関から発出され混乱したことなどあります。</p> <p>東日本大震災の広域支援の反省から、東海市長会では広域災害への支援体制が整理されたところであり、三重県市長会では、東日本大震災と台風12号における課題について、各市に課題調査を行い、11月定例市長会の議題としたところあります</p> <p>昨年の広域支援体制の脆弱さは、自治体間の災害応援協定締結の動きと無関係ではないと思われますが、本来は、大規模災害時には、国・県・市町村が緊密な連携により、迅速・的確に対応することが最も必要とされます。</p> <p>本地域においては、東海・東南海・南海の3連動地震の発生による大津波に加え、地球温暖化等による大型化する台風や集中豪雨により、大規模水害や山崩れなどの大規模災害が危惧されています。特に3連動地震は、いつ発生してもおかしくない状況であり、本地域が被災地となった場合も想定し、被災した市町や住民に、迅速で的確な支援ができるよう、きめ細かな対応策を早急に構築することが求められます。</p> <p>県では、来年度の組織改正において防災対策強化のため、副知事級の危機管理統括監が新設されることで、県の強い災害対策への取組みに対する市町の期待は大きく、時宜を得たものであります。その機能を十分に發揮していただくには、まず昨年発生した大規模災害における被災地の正確な情報収集や情報分析も含めた物的・人的支援に係る課題を県と市町は協働して検証し、県と市町が緊密に連携し、迅速・的確な支援ができる役割分担や指揮命令系統など支援体制の構築を早急にお願いしたい。</p>
● 協議していただきたいポイント	
・ 大規模災害時における物的・人的支援に係る県と市町の連携機関の設置について	
・ 大規模災害時における物的・人的支援の課題検証と対応策	
・ 広域支援体制の構築	
・ 以上のスケジュール	

※ 参考資料

- ① 大規模災害時における広域支援体制の構築に向けた取組みについて
- ② 第112回東海市長会通常総会提案事項 検討結果及び提言書

大規模災害時における広域支援体制の構築に向けた取組みについて

三重県市長会11月定例会議において、広域災害支援に係る県と市町の連携強化のため、三重県防災危機管理部長、政策部担当理事と意見交換を行い、災害発生後の職員・物資支援に係る体制整備が極めて重要と認識されたところです。

そこで、三重県と各市町の防災担当課長級会議を開催し、課題の検証により迅速・的確な広域支援体制をどのように確立するかを協議していただき、その結果を三重県市長会平成24年4月定例会議において、報告いただくこととなりました。

災害対策につきましては、予防・準備、減災、復旧・復興、発生時支援等あり、すでに県、市町で積極的な取組みが行われているが、災害発生時の支援体制については、十分といえる状況にない。

広域支援体制については、大型化する台風、頻発する集中豪雨、特に東海・東南海・南海地震の発生に伴い津波等により広範囲で甚大な被災が危惧されているなど、早急に整備しなければならない。

特に被害が甚大な場合には、被災地から応援の要請ができないことも想定され、それにも迅速に支援できるよう県と市町は連携し災害時の広域支援体制を確立することが極めて重要です。

このことから、県と市町の防災担当課長級会議を開催し、大規模災害発生直後の人的・物的支援における課題が何か、課題解消には何をしなければならないかを検証し、支援を受ける場合と支援する場合において実戦的な広域支援体制の早急な構築をお願いするものであります。

なお、本年11月の災害支援に係る課題調査結果等から、会議の叩き台としていただき、下記のとおり課題項目等を列記しました。

記

1 被災地の迅速な情報収集及び災害対策本部等への情報伝達は可能か

大規模災害の被災地では、情報伝達網の損壊や被災情報が錯綜し、被災地の自治体職員も、目前の業務対応に追われるなど正確な情報収集が困難と想定される。

被災地に必要な人的・物的支援を行うには、被災地の正確な情報収集と情報伝達が極めて重要で対応できる仕組みが求められる。特に時間の経過により変化する支援内容（ニーズ）に対応できることが重要となる。

なお、災害時の情報発信手段としては、衛星携帯電話が有効と聞いており、被災地からの情報伝達ができないことを想定し、多重の通信システムを整備しておかなければならぬ。

2 被災地への先遣隊の派遣は可能か。不可能な場合の代替措置は採れるか。

被災地の被災状況を的確に把握するには、高度な災害情報収集能力を有し、土地勘のある職員等の派遣活用が望まれる。現時点では、県民センターなどの職員活用が効果的と考えられる。

災害発生直後に速やかな職員派遣が難しい場合には、緊急消防援助隊や自衛隊等と緊密な連携により、当該機関からの情報収集方法など事前調整しておくべきである。

災害発生時から即時の職員派遣については、被災地への道路事情や被災地の現状など二次災害への安全確認は不可欠となる。

3 三重県は組織横断的に、災害情報収集及び災害支援指揮命令は可能か

三重県の「平成24年度の組織見直し（案）」において、県の縦割行政の弊害をなくし、危機管理機能の強化を図るために、各部局を横断して強い指揮権限を持つ職として「危機管理統括監」を新設するとしている。

しかし、その組織が大規模な広域災害発生時にも効果的に機能するには、平常時において甚大な被害を想定した災害情報収集、情報伝達手段、情報分析を踏まえた人的・物的支援等の訓練を重ねることが重要である。

また、災害発生後の迅速・効果的な業務遂行には、県と市町の緊密な連携が必要なことから、災害訓練も県、市町が合同で行っておくことが求められる。

4 県と市町の役割分担

県の役割は、原則として情報収集、情報分析及び市町への情報伝達、支援要請及び職員・物資の取りまとめなど、県全域に関わるものとし、各市町の役割は、県の支援要請による人的・物的支援を担うことが考えられるが、県は市町に対して災害訓練等を通じて事前に徹底しておくことが求められる。

県 ⇒ 支援派遣職員総数の把握し、県は独自派遣分と市町に職員派遣を要請する。市町が機能しない場合には、県は市長会・町村会に要請し、市長会・町村会で調整する。

市町 ⇒ 県の要請を受け派遣職員数の割り振りを行い、県に報告する。

5 後方支援基地の設置

大規模災害時に、効果的な人的・物的支援を行うには、後方支援基地の設置が有効であり、災害規模を想定し、各地域で支援基地として機能できる候補地を事前に設定しておくことが望まれる。

支援基地は、被災地に近く安全が確保され、要員の収容ができ、支援物資、資材機器等の保管ができる建屋等があり、道路網が整っている場所が適所と考える。

6 災害支援に係る他機関等との連携

人命救助の観点から、災害発生直後には、自衛隊、消防をはじめ警察、医療・保健機関、水道、ガスや電力会社等との連携が必要となる。

次に、支援物資の搬送、下水道復旧、瓦礫処理等に関わる民間事業所等との連携が必要である。

県知事が自衛隊等との連携強化に向け積極的な働きかけをされているが、県や市町においても、災害時を想定した民間事業所を含めた連携強化を図っておく必要がある。

7 被災地に真に必要な物資支援とは何か。また支援物資の搬送は可能か。

支援物資については、自治体から送付される調達物資と個人からの義援物資がある。

被災地が真に必要としている物資、特に生命維持に関わる物資は優先しなければならないが、支援物資は、時間経過とともに変化するため数量も含め、常に把握し搬送するなどニーズ変化に則したものでなければならない。

そうすることにより、保管倉庫や要員を有効に活用できる。

また、物資を多量搬送するには、トラック業界等への協力等も考慮し、事前に要請しておくべきである。

例 ⇒ 飲料水等、食料、医薬品、毛布、衣類、軍手、長靴、生理用品、タオル、石鹼、歯ブラシ、簡易便所、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ゴミ袋、燃料（ガソリン、軽油、灯油等）、暖房器具、ラジオ、懐中電灯、ロウソク等

8 県と市町の災害応援協定書の見直し

県と市町の現行の災害応援協定書は、各所属部署別の縦割りが多く、緊急時に迅速・円滑な対応に支障が生じることも予測される。

組織横断的に機動性を発揮できるよう災害応援協定書を、少なくとも任命権者別の協定書に見直すべきである。

9 今後の県及び各市町の防災対策等について

各市町の防災対策については、各市町の地理的条件等の特殊事情は除き、共通するものについては、県の助言のもと各市町がハード面、ソフト面、多方面から課題を出し合い、協議し、見直してみてはどうか。

ハード面では、各種施設の耐震化、堤防、道路、土砂崩壊対策等、ソフト面では、県と市町の連携強化、小中学校での防災教育・避難訓練、住民の防災・避難訓練、事業所勤務者やその他福祉施設等への啓発等、避難所・福祉避難所のあり方等である。

国においても、防災対策に係る法令整備もあることから、県と市町が連携し対応す

ることが求められている。

また、県を通じて、震災対策先進県である静岡県や兵庫県等を参考に、より積極的に取り組む必要があるのではないか。

第112回東海市長会通常総会提案事項

検討結果及び提言書

平成23年10月27日

東 海 市 長 会

平成 23 年 10 月 27 日

第 112 回東海市長会通常総会提案事項検討結果

(東海市長会事務局)

1 検討の経緯

- (1) 5月19日東海市長会通常総会（沼津市）において、次の2点について提案があり、事務局による検討課題となった。
- ① 被災地支援ペアリング制度の創設について
 - ② 支援受入れ体制の確立に向けた勉強会の設置について
- (2) 6月23日東海市長会事務局長会議（静岡市）において協議
- (3) 9月1日東海市長会事務局長会議（岐阜市）において協議

2 検討結果

(1) 被災地支援について

迅速な支援行動

- ①被災地の被災情報の収集
- ②支援先の決定（ペアリング）
- ③支援体制の確保

(2) 受入れ体制について

円滑な支援の受入れ

- ①被災状況の把握
- ②支援受入れ内容の分析
- ③支援の要請

（検討）

- ・被災状況の把握については、現行制度のもとでは都道府県が行うことになっている。
- ・人的物的支援及び支援受入れについては、基礎自治体を包括する各都道府県が、管内市町村と一体となって協力体制を構築することがます必要である。

↓ 結論：東海市長会として何ができるか ↓

- ①平時より、国、全国知事会、全国市長会及び全国町村会が連携して、都道府県を単位とした全国的な支援及び支援受入れスキームを構築するための検討の場を設置するよう、東海市長会から全国市長会に対し提言する。

- ②一方、各県市長会はそれぞれの県に対し、県と市町村との強固な協力体制の構築を提言する。

被災地支援についての考え方

○都道府県ごとに市町村と合同で応援隊を組織

※将来的には、医療等の関係機関とも一体化

○応援隊は、市町村を単位に同一の被災地に集中的に応援

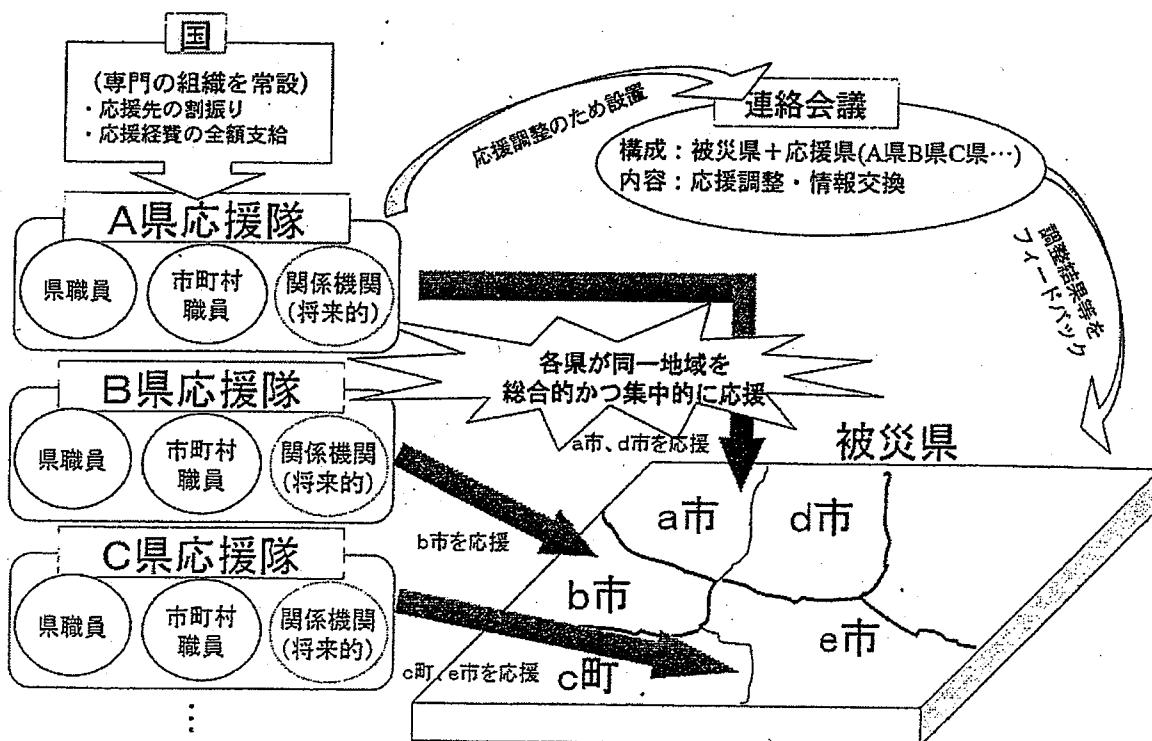
※市町村職員は被災市町村業務支援、都道府県職員は後方支援

○応援隊は、短期派遣で構成し交替で継続的に応援

○応援隊の交通手段、衣食住の生活環境は自ら確保

○応援隊は、単に被災市町村の指示を待つのではなく、できる業務を積極的に提示

被災地支援についてのイメージ



提言書

広域災害への支援体制の構築について

東日本大震災は、国内観測史上最大の地震とその後の大津波により、多数の死傷者、行方不明者を出し、特に東北から関東へかけての太平洋沿岸の地域では壊滅的な被害が発生する未曾有の大災害となった。

壊滅的な被害が発生した多くの基礎自治体は、自治体職員にも多くの犠牲者を出し、庁舎等の自治体機能自体も被災をし、初期の災害応急対策の実施が困難となった。一方、大震災の発生直後から全国各地域の基礎自治体は迅速な支援行動を起こしたが、被災地域が広範囲にわたっており、また、被災した基礎自治体の支援受入れ体制が整わないなど、円滑な対応ができない状況が発生し、今後における迅速な支援・支援受入れ体制が課題となった。

日本は世界屈指の地震大国であり、今後発生が危惧されている東海、東南海、南海地震等のプレート型地震や、過去に発生した兵庫県南部地震、新潟県中越地震等の直下型地震などの大地震が全国各地域で発生する可能性がある。

各基礎自治体には、今回の震災を教訓として、広域災害への支援体制を構築することが求められているが、前述の通り基礎自治体個々での対応や県単位の連携では限界があり、全国的な支援・支援受入れスキームの構築が必要である。

よって、国、全国知事会、全国市長会及び全国町村会が連携して、都道府県を単位とした全国的な支援及び支援受入れスキームを構築するための検討の場を設置するよう提言する。

平成23年10月27日

東海市長会

平成 23 年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会 協議シート提

案者：三重県

協議テーマ②	三重県のスポーツ推進について
	<p>1 本県のスポーツの現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none">・スポーツは、「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりを通して、人と人、地域と地域がつながり、一体感を醸成します。また、スポーツは経済の発展にも広く寄与することから、スポーツによる地域づくりや地域の活力づくりが求められています。・本県においては、平成30年全国高等学校総合体育大会、平成33年第76回国民体育大会の開催が予定されていることから、総合型地域スポーツクラブの定着などによる地域スポーツの推進と本県選手の競技力の向上を図ることによって、県民の皆さんのスポーツへの関心を高める必要があります。・県内のスポーツ施設については、その多くは昭和50年の三重国体を契機として整備されたことから、老朽化が進み、また、規模や数においても他県と比べて十分とはいえない状況です。さらに、本県にはプロスポーツ（プロ野球公式戦やJリーグ公式戦）を観戦できるスポーツ施設はありません。 <p>スポーツ施設の整備は、県と市町が各自で行なってきましたが、今後は、県と市町が連携しながら進めていく必要があります。</p> <p>2 本県のスポーツにかかる取組</p> <p>(1) 国民体育大会の開催に向けて</p> <ul style="list-style-type: none">・平成33年の第76回国民体育大会については、県内の市町や関係機関・団体のご理解とご協力を頂きながら準備を進めており、今年1月11日には日本体育協会から内々定をいただきました。・今後は、平成24年度に県、市町、関係団体等から組織する国体準備委員会（仮称）を設立し、その中で、基本方針を策定するとともに会場地の選定などを協議していきます。 <p>(2) 新たなスポーツ推進への取組について</p> <ul style="list-style-type: none">・スポーツが経済の発展に寄与するなど、スポーツの多面的な効果も視野に入れ、地域スポーツを推進することによって、地域の活性化を図るために、次の事業に取り組んでいきます。 <p>○みえのスポーツ応援事業</p> <p>　スポーツを通して地域の活性化を図るため、関係団体、企業等で構成する「みえのスポーツ・まちづくり会議（仮称）」を新たに設置します。</p> <p>　また、「スポーツボランティアバンク」や「みえのスポーツファンド」を創設し、県民の皆さんのが広くスポーツを応援する仕組みづくりを進めます。</p>

○みえのスポーツ地域づくり推進事業

スポーツを地域経済の活性化や観光振興につなげるため「スポーツコミッショング」の推進に向けた市町の取組を支援します。

また、スポーツ大会などに県内医療系大学生や専門学校生等を活用したメディカルサポートの実施や、県内トップチームが地域に定着するための取組等により地域を活性化します。

(3) スポーツ施設整備について

・施設整備にあたっては、県と市町が相互に連携して、県全体として総合的にスポーツ施設の整備を進めていくとともに、スポーツ施設が地域づくりの拠点となり、地域の活性化につながるよう取組を進めています。

- ・現在、三重県スポーツ推進審議会において、昭和63年に策定された「三重県営スポーツ施設整備方針」の見直しについて審議を行っており、その議論を踏まえ、平成23年度内に三重県のスポーツ施設整備にかかる方針をとりまとめる予定です。
- ・平成24年度には、23年度にとりまとめたスポーツ施設整備にかかる方針を踏まえ、三重県のスポーツ施設整備計画を策定することとしています。

3 今後の取組方向

- ・県は、大規模大会の開催を契機として、スポーツを通した活力あるみえづくりを進めるため、選手の発掘や競技力の向上を図るとともに、スポーツ資源を活用した地域の活性化に向けた市町の取組への支援を進めます。
- ・平成33年の国民体育大会など大規模大会の開催に向けて、市町、関係団体のご協力のもと、諸準備を進めています。
- ・スポーツ関連業務のうち学校体育以外の業務を知事部局に移管することでスポーツ推進を図ります。教育委員会は、引き続き「学校体育」を所管し、子どもの一層の体力向上や競技力向上に取り組みます。

● 協議していただきたいポイント

- ・スポーツを通した地域の活性化について
- ・スポーツによる経済発展につながるような取組
- ・スポーツ施設を活用した地域づくり

※ 参考資料

- ① 国民体育大会開催までの準備等
- ② 平成24年度事業（スポーツの推進）
- ③ 県の主なスポーツ施設

国民体育大会開催までの準備等（予定）

教育委員会
スポーツ振興室

1 国体の開催に向けた組織体制の整備

○国体準備委員会の設置

- 【目 的】円滑な準備作業の推進
- 【設 置 時 期】平成24年9月を目途
- 【主な協議内容】・開催基本方針（H24）
 - ・会場地の選定（決定に2年程度）
 - ・施設整備基本方針（策定まで2年程度）
 - ・県と会場地市町の業務分担 等

○国体実行委員会の設置（大会開催の3年前）

- 【目 的】円滑な大会実施・運営
- 【設 置 時 期】平成30年度
- 【主な協議内容】・基本方針に基づく実施
に向けた具体的な準備

2 国体の開催にかかる事務手続き等

- 平成23年度 開催内々定
- 平成28年度（大会開催年の5年前）開催内定
- 平成30年度（大会開催年の3年前）開催決定

スポーツの推進

平成33年の国民体育大会開催に向け、県民の皆さんがスポーツによって夢や感動を味わい、一体感が醸成されるとともに、スポーツを通じた地域の活性化が図られるよう、トップアスリートの育成や地域のスポーツ振興への支援など、本県スポーツの推進に取り組みます。

(新)第76回国民体育大会開催準備事業

◆国体開催準備 【予算額 10,165千円】

- ・国体準備委員会(仮称)の設立
- ・先導県、予定県からの情報収集
- ・開催地選定に向けた調査、調整
- ・基本方針等の策定

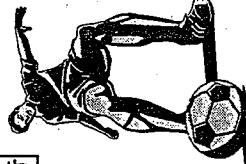


(新)競技スポーツジュニア育成事業

地域連携部へ移行

◆チームみえジュニア育成事業 【予算額 40,211千円】

- ・将来有望なジュニア選手を「チームみえジュニア」として育成
- ・ジュニア指導者の養成



未来につなぐ子どもの体力向上事業

【予算額 46,984千円】

- ◆子どもたちの元気づくり推進事業
・子どもの運動機会拡充など、市町による体力向上に向けた取組を推進
- ◆運動部活動指導者充実事業
・運動部活動の充実と指導者養成
- ◆地域スポーツ人材の活用実践支援事業
・中学校運動部活動に地域の指導者を活用
- ・高校運動部活動の充実と指導者養成



(新)みえのスポーツ応援事業

地域連携部へ移行 【予算額 4,670千円】

◆みえのスポーツ・まちづくり会議(仮称)の設置 【予算額 2,730千円】

- ・関係団体、企業等からなる「みえのスポーツ・まちづくり会議」の設置
- ・スポーツを地域経済の発展等につなげるため、「スポーツコミュニケーション」の推進に向けた市町の取組を支援

(新)みえのスポーツ地域づくり推進事業

地域連携部へ移行 【予算額 35,000千円】

◆スポーツコミュニケーション推進事業

- ・スポーツを地域経済の発展等につなげるため、「スポーツコミュニケーション」の推進に向けた市町の取組を支援
- ・メイカルサポート活用事業
- ・メイカルサポー大会等に医療系大学生・専門学生等を派遣し、ケガ予防等のメイカルサポートを実施

みえのスポーツアンド創設事業

・みえのスポーツを推進するための財源等の確保に向けた取組を推進

スポーツボランティア・シンク創設事業

・スポーツイベントや大会を支える「スポーツボランティアバンク」を創設



(新)第22回世界少年野球大会開催事業

地域連携部へ移行

◆高校生アスリート育成事業

- ・全国トップレベルの高校部活動の強化指定
- ・高校生トップアスリート研修による育成



(新)第22回世界少年野球大会開催事業

地域連携部へ移行

◆大会参加者

- ・世界の15の国・地域から子どもたちが参加
- ・大会内容
- ・国際野球連盟コートによる野球教室の開催
- ・三重・奈良・和歌山3県の子どもたちと、招待国の子どもたちとの交流試合の開催
- ・地元の子どもたちと参加者との交流会

県の主なスポーツ施設

県教育委員会
スポーツ振興室



